

個人情報取扱規程

平成 17 年 9 月 16 日制定

平成 29 年 9 月 15 日一部改正

令和 5 年 3 月 17 日一部改正

理事会は、定款第 34 条の規定に基づき個人情報取扱規程を次のように定める。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会（以下「当協会」という。）が取り扱う個人情報の取り扱いに関する業務について、役員、顧問、当協会の管理する個人データを取り扱う権限を有する会員並びに当協会事務局の職員及び嘱託が遵守すべき事項を定めるとともに、当協会会員が、所属する勤務先等において、不動産鑑定評価等業務及び当該業務に関連する業務の遂行上、個人情報を適切に取り扱うために必要な基本事項並びにそのために当協会が対応しなければならない事項について定める。

(定義)

第 2 条 この規程において使用する用語は、次に掲げる用語のほか、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）が「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する業務指針」による定めるところによる。

- (1) 「役職員」とは、当協会の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正職員、嘱託、アルバイト等）のみならず、理事、監事、派遣社員等も含む。
- (2) 「個人情報保護管理者」とは、当協会の個人データの管理に関する責任を担う者をいう。
- (3) 「部門責任者」とは、各部門における個人データの管理に関する責任を負う者をいう。
- (4) 「管理区域」とは、個人情報データベース等を取り扱うサーバーやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。
- (5) 「取扱区域」とは、個人データを取り扱う事務を実施する区域をいう。

第 2 章 管理体制

(会長の責務)

第 3 条 会長は、当協会の個人情報の安全管理等取り扱いについての責任を有する。。

- 2 会長は、理事会の議を経て、個人情報取扱規程の運用に際しての細則について、定めることができる。会長は、士協会の個人情報の取扱いについての細則を定めることができる。
- 3 会長は、当協会の個人情報の取り扱いに関する「個人情報保護方針」並びに「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」を定めることができる。
- 4 会長は、事務局職員の中から個人情報保護管理者として事務局長を指名する。

(個人情報保護管理者の責務)

第4条 個人情報保護管理者は、当協会の役職員が本規程を遵守し、適切に個人情報を取り扱わせる責務を負う。

2 役職員は、事務局職員の中から事務取扱担当者を指名する。

第3章 個人情報の取り扱い

(利用目的の特定及び利用目的の変更)

第5条 当協会は、個人情報の取り扱いに当たっては、業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 当協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的との関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第6条 当協会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 当協会は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く)

(利用目的の通知等)

第7条 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財

産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。

- 3 当協会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

(不適正利用の禁止)

第8条 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第9条 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - (5) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る）
 - (6) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法57条1項各号に掲げる者、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、外国において法第16条第8項に規定する学術研究機関等に相当する者、外国において法第57条第1項各号に掲げる者に相当する者により公開されている場合
 - (7) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得す

る場合

(8) 法第 27 条第 5 項各号において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき

第 10 条 削除

第 11 条 削除

第 12 条 削除

(安全管理措置)

第 13 条 当協会は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という）の防止その他の個人データの安全管理のために連合会が定める「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報の保護に関する業務指針」並びに当協会の「資料の管理・閲覧・利用に関する規程」その他の規程等に従い適切に取り扱わなければならない。ただし、事務処理が完結した後においても事務の遂行に資するため保存を必要とする個人情報を記載した文書は「文書処理規定」に従い適切に取り扱わなければならない。

(委託先の監督)

第 14 条 当協会は、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第 15 条 削除

(第三者提供の制限)

第 16 条 次に掲げる場合を除くほか、当協会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く）

2 当協会は、オプトアウトによる個人データの第三者提供を行う場合は、法第 27 条第 2 項 1

号から7号および8号における「その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項」を予め本人に通知し、本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出るものとする。

3 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 当協会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、第17条の2第1項各項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(外国にある第三者への提供の制限)

第17条 前条にかかわらず、当協会が外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。)

(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国を除く。以下同じ。)にある第三者に個人データを提供する場合は、前条第1項各号に該当する場合を除き、あらかじめ当該外国の第三者への提供を認める旨の本人同意を得る等、法第28条及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」に従い、適切に対応するものとする。

(共同利用)

第17条の2 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合は、以下の項目についてあらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

- (1) 共同利用する旨
 - (2) 共同して利用される個人データの項目
 - (3) 共同して利用する者の範囲
 - (4) 利用する者の利用目的
 - (5) 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 当協会は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合の個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(個人情報保護窓口の設置等)

第18条 保有個人データの開示請求、訂正請求、利用停止請求及びその他相談等に対応する窓口として、個人情報保護相談窓口(以下「相談窓口」という。)を事務局に置き、当協会における個人情報の取り扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

2 相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

(1) 住所

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤4丁目1番1号

浦和システムビルディング5階(501号)

公益社団法人埼玉県不動産鑑定士協会 事務局

(2) 電話番号

(048)789-6000

(3) 受付時間

祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日

午前9時～正午・午後1時～午後4時

第19条 削除

第20条 削除

(保有個人データに関する事項の公表等)

第21条 保有個人データに関し、次に掲げる事項について、「個人情報保護方針」と一体として、インターネットのホームページでの常時掲載を行うこと、又は事務所の窓口等での掲示・備付け等を行うこととする。

(1) 当協会の名称及び住所並びに会長の氏名

(2) 全ての保有個人データの利用目的(第7条第4項第1号から第3号までに該当するものを除く。)

(3) 開示・訂正等・利用停止等及び第三者提供記録の開示の請求に応じる手続及びその手数料

(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置(本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く)

(5) 当協会が行う保有個人データの取り扱いに関する苦情の申出先

(6) 認定個人情報保護団体の名称及び苦情処理の解決の申出先士協会の名称

(保有個人データの利用目的の通知)

第22条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

(2) 第7条第4項第1号から第3号までに該当する場合

2 当協会は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(本人の保有個人データ又は第三者提供記録の開示)

第 23 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供記録（第 16 条における第三者提供を行ったとき又は受けたときの記録。以下同じ。）の開示に係る請求を受けたときは、別途定める細則に従い、本人に対し、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項の規定に基づき求められた保有個人データ又は第三者提供の記録の全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データ及び第三者提供の記録が存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、別途定める細則に従い本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。この場合、当協会は本人に対して、当該通知においてその理由を説明に努めるものとする。

3 他の法令の規定により、本人に対し第 1 項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データ又は第三者提供の記録の全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データ又は第三者提供の記録については、同項の規定は、適用しない。

(保有個人データの訂正等)

第 24 条 当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないことを理由に当該本人から訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）に係る請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、別途定める細則に従い、利用目的の達成に必要な範囲において、遅滞なく必要な調査等を行った後、その結果を踏まえて、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

2 当協会は、前項の請求に係る保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第 25 条 当協会は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用の停止、消去（以下、本条において「利用停止等」という。）に係る請求を受けたときは、法令等に基づき利用停止等の要件に該当する場合に、別途定める細則に従い、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、保有個人データの利用停止等を行うものとする。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であつて、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

(保有個人データの第三者への提供の停止)

第 26 条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの第三者への提供の停止に係る請求を受けたときは、法令等に基づき第三者提供の停止の要件に該当する場合に、別途定める細則に従い遅滞なく、当該保有個人データの提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 当協会は前条に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について 利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(苦情の処理)

第 27 条 個人情報取り扱いに関する苦情に適切かつ迅速に対応するため、別途定める細則により、事務局長（個人情報保護管理者）を責任者として必要な対応をとるものとする。

(事故への対応)

第 28 条 個人情報の漏えい等の事故の発生の可能性を認識した場合又は発生を認識した場合、別途定める方法に従い適切に対応する。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 15 日からこれを施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 17 日からこれを施行する。